

令和4年7月1日

被保険者各位

千葉県医業健康保険組合

健康保険限度額適用認定証の更新による申請及び返納について

当組合から交付しております健康保険限度額適用認定証（以下「認定証」という）が令和4年9月1日に更新となります。

つきましては、お手元の認定証は、有効期限が**令和4年8月31日**となっているため、9月1日以降は使用できなくなりますので、令和4年9月1日以降も引き続き認定証の発行が必要な方は、更新受付開始日の令和4年8月1日以降、下記2①の**申請書**に必要事項を記入のうえ、当組合あて申請ください（更新分の認定証は、8月下旬以降、順次ご希望の送付先へ発送いたします）。

また、**更新の有無にかかわらず、有効期限切れの認定証は、当組合に必ず返納しなければならないこと**となっておりますので、下記2③の返信用封筒にて、**令和4年9月1日以降、当組合あて速やかに返納してください。**

なお、認定証の返納ができないときは、下記1の認定証返納不能届欄に保険証の記号・番号及び氏名を記載のうえ、下記2③の返信用封筒にて当組合へ届出くださいませう、併せてお願い申し上げます。

本書到着時点で認定証を返納済みのときは、行き違いですのでご容赦ください。

記

1. 認定証返納不能届（紛失・廃棄により返納できないとき）

※下欄に認定証返納不能対象者の情報を必ず記入してください。

※紛失・廃棄以外の理由（き損など）は、必ず当組合に返納してください。

※紛失により認定証返納不能届を提出された方も、後日、認定証が見つかったときは、必ず当組合に返納してください。

記号	番号	認定証返納不能対象者氏名

2. 同封物

- ① 健康保険限度額適用認定申請書（更新用）
- ② 返信用封筒（申請書届出用）…1枚（切手はご自身でご貼付ください）
- ③ 返信用封筒（認定証返納用）…1枚（切手不要、料金受取人払郵便）
- ④ マイナポータルを活用した医療費通知及び医療費控除申告について

【照会先】
担当：医療給付課
TEL：043-241-8514